

第21回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 令和元年6月3日(月)
午後2時00分～午後4時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (5人)
会 長 7番 知念 一義
委 員 1番 渡久地 真吾 5番 大城 綱徹
2番 喜納 キミ子
3番 高良 久

4、欠席委員 (1人)
委 員 6番 太田 守隆

5、議事日程

議案第99号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
議案第100号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)
議案第101号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
議案第102号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第103号 非農地証明願いについて

6、農業委員会事務局

事務局長 安里 孝夫
農地担い手支援班長 比嘉 貴哉

上記のことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 新里523 登記、登記現況共に畑、面積350㎡
所有権を移転する者：大阪府在住C氏
所有権の移転を受ける者：本部町在住D氏
添付資料説明

番号2番 瀬底768 登記、登記現況共に畑、面積677㎡
所有権を移転する者：本部町在住E氏
所有権の移転を受ける者：本部町在住F氏
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

では、議案第100号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第100号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第101号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第101号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の促進等に関する事務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数1件です。

番号1番 新里1344-1 登記、畑 面積584㎡
譲渡人：本部町在住G氏
譲受人：福岡県在住H氏
転用目的：一般個人住宅
転用理由：住宅建築のため。
計画通り事業を遂行できない理由：お墓建立予定であったが、隣地に娘夫婦の住宅が建築されたため、お墓の建立は中止にしていた。
農地区分：その他生産性の低い農地の第二種農地
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)
では、議案第101号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第101号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第102号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第102号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第5条の
規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定
により、農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 新里1344-1 登記、畑 面積584㎡
譲渡人:本部町在住G氏
譲受人:福岡県在住H氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:沖縄県移住の為申請地に住宅を新築するため。
農地区分:その他生産性の低い農地の第二種農地
添付資料説明

番号2番 具志堅297 登記現況共に、畑 面積170㎡
譲渡人:名護市在住I氏
譲受人:本部町在住J氏
転用目的:駐車場
転用理由:近接地に宿泊施設を営業しており、職員・外来用の駐車場
を確保するため。
農地区分:第二種農地 連たん近接
添付資料説明

番号3番 東583-5 登記、畑 面積291㎡
譲渡人:名護市在住K氏
譲受人:名護市在住L氏
転用目的:駐車場
転用理由:近隣居住者への貸し駐車場として使用したい。※追認案件
農地区分:第二種農地 役所等500m
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

3番委員 番号1番、2番については事前着工は見られませんでした。
番号3番については、追認案件であり、実際にパトロール時にも駐車場として
利用されていました。以上で説明を終わります。

議長 補足説明が終わりました。何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

では、議案第102号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第102号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第103号 非農地証明願いについて
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第103号 非農地証明願いについて

上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条の規定に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。

番号1番 願出人:豊見城市在住M氏

申請農地:健堅65-1 登記、畑 面積139㎡

申請要旨:該土地は長い間放置され雑草・雑木が繁茂している。

所有者:東京都在住N氏

添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住O氏

申請農地:具志堅1912-1 登記、畑 面積150㎡

申請要旨:該土地は長い間放置され雑草・雑木が繁茂している。

所有者:本部町在住P氏

添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住Q氏

申請農地:崎本部4950 登記、畑 面積176㎡

崎本部4995 登記、畑 面積130㎡

申請要旨:該土地は土に石が混じっており長期にわたり耕作放棄地
されていて畑として使用ができない。

所有者:願出人に同じ

添付資料説明

番号4番 願出人:西原町在住R氏

申請農地:浦崎262 登記、畑 面積40㎡

申請要旨:土地が狭小で畑としての使用が難しい。

所有者:共有名義人S氏

添付資料説明

番号5番 願出人:浦添市にある企業T

申請農地:山里953 登記、畑 面積1963㎡

申請要旨:土地が狭小で畑としての使用が難しい。

所有者:願出人に同じ

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

5番委員

番号1番は、道から2m程上がっていて、何年も手を付けられていない様子で、畑としての使用は難しそうでした。

番号2番、3番は、木が生い茂っていて畑としての使用は難しそうでした。

番号4番は、道沿いではありましたが、12坪ほどしかなく、農地として使用されている様子もなく、農地としての活用は難しそうでした。

番号5番は、周囲に農地はなく、またカルスト山の近くでもあり、地質的にも岩が多く農地としては不向きであるように思いました。

議長

補足説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第103号は可決としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第103号は可決と致します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

1番 渡久地 真吾

2番 喜納キミ子

本部町農業委員会会長
会長 知念 一義